

秋田市太平山自然学習センター建築物等定期点検業務委託仕様書

1 業務名 秋田市太平山自然学習センター建築物等定期点検業務委託

2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ227番地 1

3 業務対象建築物概要

- (1) 施設名称 太平山自然学習センター 本館
構 造 鉄筋コンクリート・鉄骨造 地下1階地上3階建て
延べ面積：4,234.67㎡
- (2) 施設名称 太平山自然学習センター 大屋根棟
構 造 鉄筋コンクリート・鉄骨造 2階建て
延べ面積：792.94㎡

4 業務内容

建築基準法第12条第4項に基づく定期点検を行い、次の書類を作成する。ただし、令和8年度は、建築設備と防火設備の点検を業務対象とする。

- (1) 定期点検結果報告書
- (2) 関係写真（点検結果に基づき必要写真を添付すること。）
- (3) 定期点検結果表
- (4) 点検結果図（配置図、平面図等に注記すべき内容を記載すること。）
- (5) 改善が必要な項目の改善案および改善概算費用報告書

5 点検業務要領

- (1) 点検は、定期点検表点検項目により、安全、防災事項に重点をおいて行うこと。
- (2) 点検は、目視点検と軽打又は指触等により行うこと。
- (3) 検査対象設備の保守状況を確認すること。
- (4) 諸法律に基づく点検記録があるものは、点検内容が適合することを確認の上、点検を省略することができる。
- (5) 要正箇所等については、関係写真を添付すること。
- (6) 点検結果図は、点検結果に基づき、特に措置を要しない場合を除き、その位置と内容を図面に要領よく記載すること。

- (7) 点検の結果、改善が必要な項目については、対策案および必要となる概算費用を報告すること。

また、対象機器の精密な調査および分解点検、破壊調査等の高度な試験が必要となる場合についても、その概算費用を報告すること。

- (8) 定期点検の適用基準については、次の適用基準書によって行うこと。

- ア 建築設備定期検査業務基準書（(財)日本建築設備・昇降機センター）
- イ 特殊建築物定期点検業務基準（(財)日本建築防災協会）
- ウ 建築物点検マニュアル・同解説（(財)建築保全センター）

6 点検者の資格

定期点検を行うに当たり、必要となる資格者等は次のいずれかとする。

- (1) 一級建築士又は二級建築士
- (2) 建築設備検査員（建築設備のみ）
防火設備検査員（防火設備のみ）

7 貸与資料

- (1) 発注者は、本業務の実施に当たり、必要な図書およびその他関連資料を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された資料については、その重要性を勘案し、第三者に貸与等をさせてはならず、取り扱いおよび保管に十分注意するものとする。

8 成果品

報告書はA4サイズファイル製本2部と電子化した記録メディア（ウイルスチェックを実施したCD-R又はDVD-R）を1部提出すること。

- (1) 定期点検結果報告書
- (2) 関係写真（点検結果に基づき必要写真を添付すること。）
- (3) 定期点検結果表
- (4) 点検結果図（配置図、平面図等に注記すべき内容を記載すること。）
- (5) 改善が必要な項目の改善案および改善概算費用報告書
- (6) その他（打合せ記録、現地調査記録等）

9 提出書類

受託者は、本業務の着手、完了に当たり、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 管理技術者および照査技術者届（経歴書を添付すること。）
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務完了届
- (5) 納品書

10 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許諾なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

11 成果の補修、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者の指示により、補足および修正を行うこととし、その費用については受託者の負担とする。

12 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容および結果を、第三者に漏らしてはならない。

13 個人情報の取り扱い

本業務の遂行にあたっては、個人情報の取り扱いについて十分注意すること。

14 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合には発注者と受託者が協議の上これを定め、業務を円滑に実施することとする。
- (2) 本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託業者選定届を提出し、承諾を得ること。また、承諾を得て再委託した場合は、再委託契約書の写しを後日提出すること。
- (3) 業務履行期限は令和8年12月25日（金）までとする。